

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示 昭和二十九年年度森林区実施計画について
町村の廢置分合
- ◇ 選 管 告 示 漁業法に基づく選挙権を有する者の三分の一の数
- ◇ 雜 報 出張所々在地の變更
町村合併に伴う管轄区域の變更

告 示

鳥取県告示第二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八条第六項の規定による昭和二十九年年度森林区実施計画を次の場
所において公表する。

昭和二十九年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 公表場所

- 1 各市町村役場
- 2 各地方事務所
- 3 鳥取県庁

鳥取県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により東伯郡八橋町、浦安町、下郷村、上郷村及び古布庄村を廢し、その区域をもつて新たに東伯町とうはくを置き昭和二十九年二月一日から施行する。

なお、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七條第一項の規定による東伯町の人口は一五、五六一人である。

昭和二十九年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

漁業法第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

昭和二十九年一月二十五日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸
- 東部海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四七二
- 西部 " " 一、〇六四

雑 報

昭和二十九年一月二十五日

鳥取食糧事務所長 布 野 長 良

出張所の所在地変更について

当所米子支所大篠津出張所の所在地を昭和二十九年一月六日から下記のとおり変更した。

事務所の所在地

- 新 鳥取県西伯郡大篠津村大字大篠津一、六一六番地
- 旧 " " " " 一、三九八番地

昭和二十九年一月二十五日

鳥取食糧事務所長 布 野 長 良

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所倉吉支所赤碕出張所の管轄区域及び町村名を昭和二十九年一月一日から、次のとおり変更した。

- 管轄区域及び町村名
- 新 赤碕町、上中山村、下中山村
- 旧 赤碕町、安田村、成美村、以西村、上中山村、下中山村

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取者 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町